

## 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減免されます！

### 対象となる方

- 令和5年11月以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者（以下「出産被保険者」といいます。）の方で、**妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。**（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）

### 国民健康保険税の減免方法

- その年度に納める出産被保険者に係る国民健康保険税（以下「保険税」といいます。）の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

|      | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前     | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 |
|------|------|------|----------|------|------|
| 単胎の方 |      |      | 出産月(予定月) |      |      |
| 多胎の方 |      |      | 出産月(予定月) |      |      |

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税の所得割額及び均等割額が減額されます。**

|     | 令和5年9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和6年1月 | 2月 |
|-----|--------|-----|-----|-----|--------|----|
| (例) |        |     | 出産月 |     |        |    |

- 保険税減額の決定通知書等は、世帯主（納付義務者）宛に届きます。**
- 賦課（課税）限度額を超える世帯については、減免にならない場合があります。**

### 受付及び届出に必要な書類

- 受付開始：令和6年1月4日より（※出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。）
- 提出書類
  - ・届出書
  - ・委任状

\*委任状は別世帯の方が申請する場合、出産する方と同世帯の世帯主の委任状を提出してください。
- 添付資料
  - 母子健康手帳等の写し
  - 申請者の身分確認書類（マイナンバーカード、免許証など）

### 届出・お問い合わせ

宜野湾市 国民健康保険課 保険税係 TEL 098-893-4426